

諮問番号：令和2年諮問第1号

答申番号：令和2年答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和元年10月4日に提起した、処分庁である北広島市長が令和元年8月27日付けで行った市民税の減免申請を不承認とした処分(以下「本件処分」という。)に対する審査請求(市民税減免不承認処分取消請求事件(令和元年(審)第1号)は、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人の平成30年の所得は、給与所得が〇〇〇円、年金所得が〇〇〇円、その他雑所得〇〇〇円の合計〇〇〇円であったが、令和元年の所得は、給与所得が〇〇〇円、年金所得が〇〇〇円(審査請求時の収入見込額で換算)の合計〇〇〇円であり、前年比約34.4%と大幅な減少となる。
- (2) 市民税の減免について、北広島市税条例(昭和25年広島村条例第14号。以下「条例」という。)第34条第1項第3号では「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」を減免の対象として規定しており、減免の詳細については、北広島市税の減免に関する規則(昭和58年広島町規則第13号。以下「規則」という。)に規定があり、規則第5条第1項において条例第34条第1項第3号の者に対しては、前年中の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が600万円以下で、退職、休職又は事業の休廃止等により生活が著しく困難となった者に該当することとなった場合に、次項に定めるところにより市民税を軽減し、又は免除するとしている。
- (3) 規則第5条第2項の表に審査請求人の所得状況等を当てはめると、審査請求人の前年中の所得は、〇〇〇円で450万円以下であり、令和元年の合計所得金額(見込額)の〇〇〇円は、前年の合計所得金額の10分の3以上10分の7未満であることから、軽減割合が10分の1以内の軽減に該当することは明らかである。
- (4) したがって、本件処分は違法又は不当であるから、本件処分を取り消し、減免を承認するとの裁決を求める。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 審査請求人の平成30年分の給与所得額及び年金所得額並びに令和元年分の給与所得額及び年金所得の見込額については、認める。しかしながら、下記の

とおり審査請求人は法令の解釈を誤っていることから、条例第34条第1項第3号の該当性については否認する。

- (2) 審査請求人は、令和元年の給与収入として〇〇〇円の支給を受けており、このほか、年金収入が少なくとも〇〇〇円支給される見込みであることから、世帯(妻と2人世帯)の年金収入について年間見込額を算出すると、〇〇〇円(うち妻の年金収入見込額は、〇〇〇円)となる。

ここで、条例第34条第1項第3号に掲げる「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」の該当性については、生活困窮者と判断できる生活保護基準を基準として判断しているところ、審査請求人の世帯においては、上記年金収入のみで1月当たり約〇〇〇円の収入があることになり、生活保護基準を大幅に上回ることになるから、条例第34条第1項第3号に掲げる者に該当しない。

- (3) 以上のことから、本件処分は適法かつ正当なものである。

第3 審理員意見書の要旨及び審査庁の諮問時の判断

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 本件審査請求に係る法令等の規定について

法第323条は、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。」と規定し、それを受け、条例第34条第1項は、「市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。」と規定し、同項第3号では、「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」が掲げられている。

規則では、第5条第1項において「条例第34条第1項第3号の者に対しては、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が600万円以下で、次の各号の一に該当することとなった場合に、次項に定めるところにより市民税を軽減し、又は免除する。」と規定し、規則第5条第1項第2号では、「退職、休職又は事業の休廃止等により生活が著しく困難となった者」を掲げている。

なお、個人の道民税の減免については、法第45条において、個人の市町村民税の減免が行われた場合には、その納税者に係る道府県民税についてもその市町村民税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする事とされている。

- (2) 本件処分について

ア 条例及び規則の適用

審査請求人は、条例第34条第1項第3号の詳細を定めた規則第5条第2項の表

では、前年中の合計所得金額が450万円以下で所得減少の程度が前年の合計所得金額の10分の3以上10分の7未満である者の軽減割合(10分の1以内)を定めているところ、審査請求人の平成30年の所得が〇〇〇円で、令和元年の所得が〇〇〇円であり、6割以上減少することから、規則第5条第2項表中の区分に該当し、減免されるべき旨主張している。

しかしながら、規則第5条第2項は、「前項の規定による減免は、次の表の区分により行うものとする。」と規定しており、規則第5条第2項は同条第1項の規定により減免が行われる場合において、初めて適用される減免割合に関する規定であることはその文言から明らかである。

さらに、規則第5条第1項柱書では、「条例第34条第1項第3号の者に対しては、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が600万円以下で、次の各号の一に該当することとなった場合に、次項(第2項)に定めるところにより市民税を軽減し、又は免除する。」とし、減免が認められるためには条例第34条第1項第3号に一義的に該当する必要があることが定められており、審査請求人の所得の減少が規則第5条第2項の表に当てはまるからといって減免が認められるとすることは、条例及び規則の解釈並びに適用の順序を誤ったものであることから、当該主張は認められない。

イ 減免に関する規定の解釈適用

市民税の減免については、法第323条において「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。」とのみ規定されていることから、その具体的な要件は、条例、規則等で定められることが想定されているといえる。

そして、市民税の減免については、税の公平負担の原則との関係から、個々の具体的事情に鑑み真に担税力がないと認められる場合に限り行うものであり、一定の事由に該当することを理由として、一律無条件に行うことができないものであるから、減免の要件をある程度示すことが必要である一方で、これらの個別具体的な要件を全て条例や規則において明確に定めることは困難であることから、北広島市長の一定の裁量をもって判断せざるを得ないものといえる。

また、条例第34条第1項柱書では、「市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。」と規定していること、さらに同項第3号では、「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」と規定していることから、市民税を減免すべき事由の有無については、その判断を北広島市長の合理的な裁量に委ねたものといえる。

したがって、条例第34条第1項第3号の該当性の判断については、上記のとおり北広島市長の合理的な裁量に委ねられていることから、その裁量権の行

使として行われた本件処分が、その基礎とされた重要な事実に誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮していないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるとして違法となると解するのが相当である。

本件請求において、審査請求人は、処分庁が、①弁明書中の「担税力」という要件を用いていること、②条例第34条第1項第3号の該当性について生活保護基準を基準としていること及び③審査請求人の妻の年金収入を減免の判断の要素としていることについて、これらは、減免の判断をする際の基準として条例及び規則で規定していないことから、これらの基準によることは、恣意的で妥当でない旨の主張を行っている。

減免に関する規定である法第323条は、上記のとおり定め、基本的には納税が困難であると認められるいわゆる担税力の薄弱な者に対する救済措置として、納税者の担税力に着目して真に担税力の薄弱な場合に限り適用することとされていることから、その趣旨に沿い、本市における条例及び規則においても同様な状況にある者を救済するため、市民税の減免の対象を条例及び規則で規定し、その該当性を判断しているところである。

具体的に、条例第34条第1項第3号の該当性の判断に当たっては、法第323条の「公私の扶助を受ける者その他の事情がある者」という規定の趣旨から、減免の対象となる者として「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」と定め、「生活が著しく困難」といった部分を「公私の扶助」の一種である生活保護基準を利用し、判断の一要素としている。この点、確かに審査請求人が主張するように生活保護基準によって判断することは、条例及び規則に規定しているわけではないが、当該生活保護基準の利用については、法の趣旨に則った基準であることから、市長の裁量の合理的な範囲内にあるものといえ、この点に違法性があるということとはできない。

また、生活保護基準を減免の判断基準として採用する以上、世帯単位での収入を考慮しなければならないのであるから、審査請求人と同世帯に属する審査請求人の妻の収入を考慮することは、審査請求人が主張する「考慮すべきでない点を考慮した。」という違法事由には該当しない。

次に、条例第34条第1項第3号の該当性を判断するに当たり、生活保護基準を採用した上で具体的に検討していくと、審査請求人の令和元年分の年金収入見込額である〇〇〇円と審査請求人の妻の年金収入見込額である〇〇〇円との合計が〇〇〇円であり、1月当たりの審査請求人の世帯の年金収入は約〇〇〇円となる。これは、本市における2人世帯の生活保護制度における生活保護基準額である月額約10万3,200円(令和元年6月時点の生活保護基準)を約〇〇〇円超えており、審査請求人世帯は十分な年金収入を得ている

ということが出来る。

次に、処分庁は担税力の有無の判断に当たって、令和元年6月10日の通知後の6月12日に審査請求人が全期分の納付を一括で行っていることにより、担税力があることを認めている。しかし、この一事をもって担税力があると認めることは、拙速に過ぎるのであるから、あくまで担税力の有無及び条例第34条第1項第3号の該当性の判断に当たっての一要素、すなわち、4期分の各納期限が2か月おきに設定されているにもかかわらず、全期分を早急に支払う能力があったということを推認させる事実にとどまるとすべきである。

もっとも、全期分を一括納付したという事実は、年金収入が上記の生活保護基準を超えているという事実と相まって、審査請求人の担税力は認められるのであるから、審査請求人が条例第34条第1項第3号の「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」には該当しない。

3 審査庁の諮問時の判断

審理員意見書のとおり、棄却が相当である。

第4 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、以下のとおりである。

年月日	経過
令和2年2月19日	審査庁が、本審査会に諮問
令和2年7月1日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 審理員の意見の妥当性について

審理員の意見は、第3のとおりであるが、地方税法、北広島市税条例その他の関係法令に照らして不合理な点はなく、当該審理員の意見は妥当であると認められる。なお、審理員の意見では、審査請求人が市民税の全期分を一括して納付したという事実を担税力の有無を評価する一つの事実として認定しているが、当審査会は、本件審査請求人の世帯収入が生活保護基準額を約〇〇〇円超えるという点により、本件審査請求人の世帯において一定の収入が認められるのであるから、そのことをもって担税力がない者に該当しないという評価をすることも十分可能であると考えます。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求に理由がないものと認められるので、当審査会は、第1記載のとおり判断する。

第6 付言

審査請求人の主張は、条例及び規則の解釈並びに適用の順序を誤ったものではあるが、規則第5条の規定は、審査請求人のように条例第34条第1項3号の要件に該当しない者が減免を受けうるという誤解を生じさせるおそれがあると考えられるため、同条の規定内容について、減免の区分、審査方法等の検討を含め、今後処分庁において検討されたい。

北広島市行政不服審査会

会 長 秦 博美

委 員 小川 里美

委 員 米田 雅宏